良品計画

2024 年 8 月期 工場モニタリング結果

■労働環境のモニタリング

良品計画は、生産拠点や生産設備を所有しておらず、商品の製造も行っていません。商品の製造/生産は日本をはじめとする世界各国・地域の工場に委託しています。当社は、国際機関やNGOのレポート、これまでの経験などから、サプライチェーンにおける人権リスクの高さを認識しており、人権の負の影響の防止・軽減のため工場とのエンゲージメントに取り組んでいます。工場とのエンゲージメントの一つとして、「生産パートナー行動規範」に基づき、人権侵害、労働環境、環境への影響などの項目について第三者機関による定期的な現地訪問監査を実施しています。

■監査項目

当社は、第三者監査機関とともに「生産パートナー行動規範」および ILO の諸条約に基づいた独自の監査項目を設定しています。

監査項目の分類:

児童労働・若年労働、強制労働、雇用条件、健康と安全(火災安全、建物の安全性、機械安全、電気保安、化学物質マネジメント、労働安全衛生、個人用保護具、労働災害、応急処置、寮および食堂)、結社の自由、差別、懲戒処分、労働時間、賃金および補償、監視と遵守、倫理(反贈収賄、マネジメントシステム)、調達管理、環境マネジメント

■リスク評価

当社は、工場の人権および環境リスクの高さを示す指標として、監査結果の指摘事項の重要度や数に応じ、下表の A~E の 5 段階で工場を評価しています。

評価	内容
Α	指摘事項なし
В	比較的リスクの低い指摘事項が認められた
С	労働安全衛生、賃金、労働時間、雇用契約、環境対応などに関わる指摘事項が認められた
D	労働安全衛生、賃金、労働時間、雇用契約、環境対応などに関わる指摘事項が多く認められた
E	リスクが高いことを疑わせる重大な指摘事項が認められた

<E 評価の内容>

以下のいずれかに該当する場合、当該工場は E 評価 (リスクが高いことを疑わせる重大な指摘事項が認められた) としています。

- ・ <u>児童労働または強制労働を疑わせる指摘事項</u>*1が確認され、そのほかの監査項目においても重大な指摘事項*2が 複数確認された場合
- ・ 児童労働または強制労働を疑わせる重大な指摘事項※3が確認された場合
- ・児童労働または強制労働が確認された場合

※1 児童労働・強制労働を疑わせる指摘事項の主な例:

- ・ 児童労働の禁止および是正手続に関する書面による方針がない
- ・・・・強制労働を禁止することが記載された書面による方針がないなど

※2 児童労働・強制労働以外の監査項目における重大な指摘事項の主な例:

- ・ 雇用契約に関い、契約書が従業員の理解できる言語で作成されていない/契約更新を適切に行っていない
- ・ 健康と安全に関し、避難経路や消火設備等が適切に管理されていない/火災訓練や教育等を適切に行っていない
- 差別に関し、差別やハラスメントが確認された/通報窓口の整備と通報者の保護、公正な処理が確認できない
- ・ 労働時間に関し、勤務時間が正確に記録されていない/法定要件を超えた残業が発生している
- ・ 賃金および補償に関し、支払頻度が法定要件を満たしていない/最低賃金を満たしていない

※3 児童労働・強制労働を疑わせる重大な指摘事項の主な例:

- ・ 採用時に従業員の年齢を確認するための効果的な手続きがない/証明書のコピー等が適切に管理されていない
- ・ 雇用と引き換えに、給与の違法保留や訓練費、雇用仲介手数料、道具費、制服費などの金銭支払いのような預り金を要求している
- ・ 雇用と引き換えに、身分証明書を差し押さえている
- ・ 従業員が宿舎にいる間の移動の自由を制限している など

■工場モニタリングの結果

2024 年 8 月期は、Tier1 241 工場, Tier2 57 工場の合計 298 工場の訪問監査を実施しました。Tier1、Tier2 別のリスク評価は下表の通りです。

評価	Tier1	Tier2	総計
Α	18	1	19
В	144	38	182
С	54	10	64
D	11	2	13
E	14	6	20
計	241	57	298

すべての工場に対して、指摘事項およびリスク評価の内容をフィードバックし、指摘事項に関しては工場のマネジメントに改善を求めるともに、改善のための支援を行っています。特に E 評価の 20 工場については、取引の継続の可否を審議し、取引継続となった工場に対して改善要請を行い、すべての工場と改善計画、再発防止策を合意し、改善確認を進めています。また、D および取引継続となった E 評価の工場については、監査日から 1 年以内にフォローアップ監査を行い、第三者機関の視点で改善完了の確認も順次進めています。

なお、これまでの監査において、児童労働および強制労働の事実は確認されていません。

■監査における主な指摘事項と是正措置

など

2024 年 8 月期の監査では、監査項目の分類のうち、「健康と安全」に関する指摘事項が多く検出(指摘事項の 54%)され、中でも「火災安全」に関する指摘事項が多く検出(同 12%)されています。そのほか、監査項目の分類のうち、「環境マネジメント」(同 10%)と「労働時間」(同 9%)、「賃金および補償」(同 7%)に関する指摘事項が多く検出されています。

<健康と安全>

健康と安全に関する指摘事項の多くは、火災安全、機械安全、労働安全衛生、化学物質マネジメントに関する項目でした。 火災安全では、火災訓練が適切に行われていない、避難経路が物で塞がれている、非常口が施錠されているなどのケースが 確認されました。万が一、火災や事故が発生した場合、人命に関わるリスクがあることを工場に説明し、是正を促し、改善状 況を確認しています。

機械安全では、機械の危険な箇所にカバーがついていないといったケースが確認されました。工場内の研修プログラムに、機械の危険な箇所へのカバー設置の徹底や、個人用保護具の正しい着用方法を盛り込むよう指導しています。

労働安全衛生では、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が適切に行われていない工場が多く確認されました。各工場に対してリスクアセスメントの実施とリスクへの対応を要請し、調査結果や対応結果について順次確認を行っています。

また、インドの縫製工場では、一部建物の天井に近い壁に軽微なひび割れと浸水が確認されました。さらに、食堂棟の床にも 損傷が確認されました。ひび割れ等の補修の要請を行い、補修完了を確認しています。そのほか、マレーシアの食品工場では、 宿舎の窓際の壁に力ビが生えており、労働者に健康被害を及ぼす可能性があることが確認されました。宿舎の屋根の補修を 早急に行い、水漏れを改善し、力ビ問題の改善完了を確認しています。

化学物質マネジメントでは、有害物質の容器に法令に準じたラベル表示がされていない、SDS(安全データシート)が現地語で記載されていない、二段型コンテナが設置されていない、緊急用洗眼場が設置されていないといったケースが発見されました。当社は指摘のあった工場に対して、現地法令や良品計画の労働安全衛生基準、ベストプラクティスなどを説明し、化学物質の取り扱いや使用時の危険性等に関する定期的な研修の実施を行うように指導しています。

<環境マネジメント>

環境マネジメントに関する指摘事項では、日本のフロン排出抑制法で求められる簡易点検と記録の保持が適切に行われていないといったケースや、排水やガス、騒音などの排出に関する法定要件に応じた監視を実施していないケースが確認されました。また、日本の廃棄物処理法によって定められた産業廃棄物表示の未実施や産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告未実施といった、産業廃棄物を適切に分別、保管、処分していないといったケースが確認されました。当社は、指摘のあった工場に対して改善を要請し、改善報告書等において順次改善の完了を確認しています。

<労働時間>

労働時間に関しては、従業員の残業時間が法定要件を超えている、労働時間が週 60 時間を超過している、7 日間のうち 休日を 1 日未満しか取得できていないといった指摘事項が主に確認されました。過重労働は、健康被害の発生リスクを高め 重大な人権侵害にも繋がることから、工場に対して適切な労働時間の管理等の早急な対応を要請し、改善を順次確認して います。また、当社においても、工場への計画的な発注や生産計画の調整、生産効率向上の支援といった取り組みを行って いきます。

<賃金および補償>

賃金および補償に関しては、従業員に対して現地の法令に準拠した最低賃金・残業における割増賃金が支払われていない、 法定給付(社会保障、年次有給休暇、出産休暇など)が適切に付与されていないといった指摘事項が確認されました。工 場には現地法令に準拠した賃金等の早急な支払いを要請し、改善を順次確認しています。最低賃金の保証だけではなく生 活賃金の実現に向けて、まずはサプライチェーンの従業員の賃金の現状把握と課題の洗い出しから取り組みを進めていきます。

■E評価工場の主な指摘事項と是正措置

<児童労働・若年労働>

Tier1 および Tier2 それぞれ 2 工場の計 4 工場で、採用時の年齢を確認するための効果的な手続きが確認できませんでした。具体的には、2 工場で、従業員の名簿および身分証明書のコピーを適切に管理していなかったことが指摘されました。また、1 工場では、監査期間中に人事担当者が不在であったため、証明書等が提出できなかった結果、指摘がなされました。残りの1 工場では、就業規則に採用時の身分証明書による確認手順の記載が確認されたものの、採用プロセスにおいて公的書類による年齢確認の手続きがなかったことから、指摘がなされました。

当社は4工場に対して改善要請を行い、3工場は第三者機関によるフォローアップ監査において改善を確認しています。残りの1工場においても、当社による改善確認はできており、第三者機関によるフォローアップ監査を実施する予定です。 なお、これまでの監査において児童労働の事実は確認されていません。

<強制労働>

タイの Tier2 の2工場で、雇用主が負担すべき採用手数料や制服代、健康診断費などを移住労働者から徴収していたことが指摘されました。また、タイの Tier2 の1工場では、雇用に係る費用を徴収した実績はないものの、その手続きが定められていることが確認されました。当社は、各工場に対して従業員への返金や方針・手続きの変更を要請し、第三者機関によるフォローアップ監査において返金等の改善を確認しています。加えて、タイの Tier1、Tier2 のすべての工場に対して、雇用主負担の原則に関する説明を行い、雇用に係る費用を従業員から徴収しないことを明記した誓約書に署名いただいています。なお、これまでの監査において強制労働の事実は確認されていません。